

札幌駅前通まちづくり株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、札幌駅前通まちづくり株式会社 と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 札幌駅前通地区でのまちづくり活動及び札幌都心部他地区におけるまちづくり活動との連携、調整に関する業務
2. 公共施設等の管理運営の受託に関する業務
3. 都市開発、観光開発並びに土地、建物の有効利用に関する企画、調査、研究、設計及びコンサルティングに関する業務
4. 地域の活性化を図るための事業の企画、立案、コンサルティング及びその受託に関する業務
5. 街並みの規制、景観に関するコンサルティング業務
6. 街並みの景観に関するデザイン、調査及び景観施設の建設、運営に関する業務
7. 地域の防犯性、快適性の維持・向上に係る監視に関する業務
8. 地域の利便性の維持・向上・生活支援サービス等の提供に関する業務
9. 地域コミュニティサービスのための企画、調査及び施設運営に関する業務
10. 各種イベントの企画、立案、制作及びその受託に関する業務
11. 広告・宣伝に関する企画及び制作に関する業務
12. 人材派遣業
13. オリジナル商品のデザイン、企画及び販売に関する業務
14. 飲食店業、宅配便業、食品・飲料・生花・服飾品・日用雑貨等の販売業
15. 書籍、印刷物の企画制作、出版及び販売業
16. 駐車場及び駐輪場の管理及び運営
17. 不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理
18. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を札幌市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

<http://www.sapporoekimae-management.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること
ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役